

目 次

公平委員会規則

ページ

- 4 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則… 1

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 25 年 11 月 18 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀 川 徹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 4 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中

「

子育て支援課の保育所指導主事	を
----------------	---

」

「

子育て支援課の保育所指導主事 発達支援センター長	に、
-----------------------------	----

」

「

所 長	を
-----	---

」

「

所長、参事	に、
-------	----

」

「

中 学 校	校長、教頭	を
-------	-------	---

」

「

中 学 校	校長、教頭	に改める。
特別支援学校	校長、教頭	

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。